

2022年5月13日

各 位

会社名 株式会社プロネクサス
代表者名 代表取締役社長 上野 剛史
(コード番号 7893 東証プライム)
問合せ先 執行役員社長室長 高松 純
電話番号 03-5777-3111

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、2022年6月27日に開催予定の当社第78回定時株主総会で「定款一部変更の件」を下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社では、経営環境の変化に対応し、持続的な成長を実現するため、当社ビジネスにおける事業領域の拡張を推進しております。今後のさらなる環境変化や領域拡張を見据え、柔軟かつ機動的な事業活動をおこなうため、事業内容の明確化を図るとともに、現行定款第2条（目的）の記載を整理・統合いたします。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
 - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
 - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>(1)株券、債券およびその他有価証券類の製造</u></p> <p><u>(2)製版、印刷、製本およびその製品の販売</u></p> <p>(新 設)</p> <p><u>(3)出版、映像、情報、広告宣伝およびその媒体等の企画、制作、編集、販売</u></p> <p>(新 設)</p> <p><u>(4)工業所有権、文芸・学術・美術・工芸・音楽・映像・音声に関する著作権等の無体財産権の取得、貸与、譲渡および技術指導ならびにこれらに関する一切の業務</u></p> <p><u>(5)商品の展示、販売促進等の企画、設計および催事の企画、運営</u></p> <p><u>(6)経営情報および企業情報のマーケティング、調査、収集および提供ならびにコンサルティング業務</u></p> <p><u>(7)荷造梱包発送業務およびダイレクトメール代行発送業務</u></p> <p><u>(8)倉庫業および貨物運送取扱事業</u></p> <p><u>(9)不動産の賃貸および管理</u></p> <p><u>(10)損害保険代理業務</u></p> <p><u>(11)広告代理業</u></p> <p><u>(12)電気通信事業法に定める電気通信事業</u></p> <p><u>(13)情報の処理および提供サービスに関する事業</u></p> <p><u>(14)文書の電子化およびそのセキュリティに関する情報システムの企画設計ならびに管理運営に関する業務およびそのコンサルティング業</u></p> <p><u>(15)電子認証書の発行に関する情報処理サービス</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(変更のうえ(9)へ移動)</p> <p><u>(1)決算書類・法定書類・IR 関連書類等の制作、印刷および販売</u></p> <p><u>(2)決算書類・法定書類・IR 関連書類等に関する各種コンサルティング業務、作成支援システムの開発・提供、作成事務代行業務ならびに教育・研修</u></p> <p><u>(3)出版物、映像、ウェブサイトおよびデジタルコンテンツ等に関する企画、制作、運営</u></p> <p><u>(4)イベント、広告宣伝およびインターネットメディア等に関する企画、制作、運営</u></p> <p>((11)へ移動)</p> <p>(変更のうえ(4)へ統合)</p> <p>(変更のうえ(7)へ移動)</p> <p>(変更のうえ(13)へ統合)</p> <p>(変更のうえ(13)へ移動)</p> <p>((14)へ移動)</p> <p>(削 除)</p> <p>((12)へ移動)</p> <p>((10)へ移動)</p> <p>(変更のうえ(2)へ統合)</p> <p><u>(5)文書の電子化、保管、管理、電子認証、その他セキュリティに関するコンサルティング業務ならびにシステムの提供</u></p> <p>(変更のうえ(5)へ統合)</p> <p><u>(6)翻訳および通訳に関する事業</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(変更のうえ (6) より移動)</p> <p>(新 設)</p> <p>(変更のうえ (1) より移動)</p> <p>((12) より移動)</p> <p>((4) より移動)</p> <p>((11) より移動)</p> <p>(変更のうえ (8) より移動)</p> <p>((9) より移動)</p> <p><u>(16)前各号に関連する附帯業務</u></p> <p>第 3 条～第 14 条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第 16 条～第 41 条 (条文省略)</p>	<p><u>(7)企業情報および産業情報のマーケティング、調査、収集および提供ならびにコンサルティング業務</u></p> <p><u>(8)日系企業の海外進出に伴う各種コンサルティング業務および事務代行業務</u></p> <p><u>(9)有価証券類の製造</u></p> <p><u>(10)電気通信事業法に定める電気通信事業</u></p> <p><u>(11)工業所有権、文芸・学術・美術・工芸・音楽・映像・音声に関する著作権等の無体財産権の取得、貸与、譲渡および技術指導ならびにこれらに関する一切の業務</u></p> <p><u>(12)広告代理業</u></p> <p><u>(13)倉庫業および商品等の梱包、発送、配送</u></p> <p><u>(14)不動産の賃貸および管理</u></p> <p><u>(15)</u> (現行どおり)</p> <p>第 3 条～第 14 条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>第 16 条～第 41 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>附 則</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本条の規定は、2022年9月1日から6カ月を経過した日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月27日(月) 予定

定款変更の効力発生日 2022年6月27日(月) 予定

以 上